

三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）でいただいたご意見と県の考え方

対応区分	①反映する	最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの。
	②反映済	意見や提案内容が既に反映されているもの。
	③参考にする	今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの。
	④反映または参考にさせていただくことが難しい	県教育委員会（県）の考え方や、施策の取組方向等と異なるもの。 事業主体、実施主体が県教育委員会（県）以外のもの。
	⑤その他（①～④に該当しないもの）	

いただいたご意見等の取扱い

- ・本意見募集と関係のないご意見等が提出された場合は、そのご意見について公表していません。
- ・類似のご意見が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。
- ・ご意見を公表することで、個人または法人等の権利、競争上の地位やその他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

意見番号	事項	中間案ページ	中間案に対するご意見の概要	対応区分	ご意見に対する県の考え方
1	はじめに		「教員の献身的な支え」とあるが、教員の犠牲の上に成り立ってきたのが部活動制度である。「犠牲」に書き換えるか、「犠牲」も入れるべきである。	④	今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることであり、その趣旨からそれる記載・表現はしていません。
2	はじめに		部活動がスポーツ・文化芸術振興を担ってきた一面は否定しないが、同時に破壊もしてきた。中高時代の激しい練習により、その種目から遠ざかってしまったという人も少なくない。部活動の功罪について多面的に記述すべきである。	②	今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることであり、部活動の評価ではありません。 ご意見いただきました「部活動が過度に行われないう」部活動ガイドラインにおいて、適切な休養日及び活動時間の設定について示しています。

3	はじめに		「好ましい人間関係」とあるが、部活動絡みの生徒間トラブルは多く発生している。また、競技等の経験のない顧問が指導しても、生徒との信頼関係は築きにくい。一部の成功例のみ取り上げるのではなく、部活動の功罪両面について記述していただきたい。	③	今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることであり、部活動の評価ではありません。 ご意見いただきました「生徒との信頼関係」については、学校教育活動全般で培われるものです。
4	はじめに		部活動顧問を「各部活動の責任者」と定義するのは誤りである。責任者は校長である。また、部活動顧問が「指導」を行うことになっているが、部活動の本質は生徒が自主的・自発的に活動するところにある。出だしの部分から、部活動および部活動顧問の捉え方として誤りである。	④	部活動を含む学校教育活動全般の責任者は校長ですが、部活動顧問において、一定の指導を行っています。
5	はじめに		休日における部活動の段階的な地域移行を進めていく必要があります。とあるが、必要ないと思われる。	④	少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場を整備する必要があります。
6	◎ 三重県部活動ガイドライン 1 学校教育の一環としての学校部活動 (1) 学校部活動の意義	1	意義について、「学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶこと」とあるが、これは部活動以外の学校活動でも達成できる。平成30年度の県ガイドライン中学校では、部活動による時間外労働時間は40.68時間（月平均）とあるが、勤務時間内の部活動※1や事務等※2を考えると教職員の負担は、見える数字よりはるかに大きい。果たして、教職員がどこまで部活動を指導する必要はあるのか。部活動でなくてはならないのかを考えていく必要がある。 ※1部活動をしている間、顧問はその場で指導にあたるため、当然他の業務が行えない。このことが大きな負担となる。 ※2事実として、学校教育には直接関係がない組織（いわゆる協会等）の労働力として教職員が集められている。	③	今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることです。ご指摘の内容について、そのすべてを部活動に求めるわけではありません。教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。 各競技団体の運営については、社会教育活動に位置付けられます。

7	<p>1 学校教育の一環としての学校部活動</p> <p>(1) 学校部活動の意義</p>	1	<p>「学校部活動は、学校教育の一環として・・・」とありますが、部活動を地域連携・地域移行をしていく中で、指導者に指導されたい範囲はどこまででしょうか。</p> <p>(例) ・技術的指導のみ。</p> <p>・学校教育の一環であるため、指導者には生徒間の道德教育などを含むなど。</p>	⑤	<p>地域連携は部活動の形態のまま部活動指導員等の外部指導者の指導をうける形態となりますので、学習指導要領に基づき指導されるものです。一方、地域移行した活動である地域クラブ活動については、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、それらに基づき各市町において定められた関係条例等により指導されるものです。</p> <p>また、地域クラブ活動においては、スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」等を参考として、コンプライアンス教育が行われます。</p>
8	<p>1 学校教育の一環としての学校部活動</p> <p>(2) 部活動の現状と課題</p> <p>②生徒にとって望ましい部活動の視点から</p>	1	<p>「専門性」とあるが、大学の教員養成課程では部活動について学ばないため、専門性は一切ない。専門性には免許や資格等による裏付けが必要である。不正確な記述は避けていただきたい。</p>	④	<p>部活動については、学習指導要領に記載されており、教員養成課程において学ばれています。</p> <p>部活動の指導に際して、指導者が公認指導者資格等を有する等は望まれますが、ここで記載している専門性とは、競技や活動の経験があることも含んでいます。</p>
9	<p>1 学校教育の一環としての学校部活動</p> <p>(2) 部活動の現状と課題</p> <p>②生徒にとって望ましい部活動の視点から</p>	1	<p>「部活動の運営について、実態の把握・見直し等を行っていくことが求められています」とあるが、単に「見直し」とするのではなく「法令に従った見直し」に変更していただきたい。</p>	④	<p>部活動は、教育関連法に基づき進められる教育活動です。</p>

10	1 学校教育の一環としての学校部活動 (3) 安全面の配慮	2	<p>「体育・スポーツ活動には、怪我等に結び付きやすい要素や要因が含まれています。・・・」とありますが、部活動を地域連携・地域移行をしていく中で、怪我等をした際の責任の所在は学校側にありますか。それとも、指導者側にありますか。</p> <p>また、熱中症対策等、安全配慮に係る対応（費用負担を含む）は、学校側でされるのでしょうか。</p>	②	<p>地域連携については、部活動の形態のまま部活動指導員等の外部指導者の指導をうける形態となりますので、学校教育活動として対応されます。</p> <p>地域移行については、地域のスポーツクラブ等において、社会教育法上の「社会教育〈主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む）〉」になりますので、地域クラブ活動として対応されます。</p>
11	2 適切な部活動運営の在り方	3	<p>「生徒の意思に反して強制的に加入させることがないように」と記載されているが、逆にやりたい部活動があるのに性別によって強制的に入部をさせない事がないような記載をしてほしい。興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集う活動ですよね。</p> <p>(1) 適切な活動計画の作成と共通理解について 練習計画表などは保護者にも相談もなく顧問が作成し配布しているケースが多いのではないか。ちゃんと理解をえているのか疑問。</p> <p>(2) 参加大会等の精選 中学校は練習試合が多い、毎週行っている学校もあるのではないかと。学校管理職が主導している大会が年数回ある。教員の土日出勤を推奨していないか。教育委員会はきっちり調べて指導すべき。また、大会等の参加を精査するために、各中学校において、生徒の教育上の意義や生徒や教員の負担が過度にならないように、公式戦（運動部の場合中体連・教育委員会が主催する大会）を除く、各種大会及び練習試合の参加を、年間24日間を上限にして、目標値を定めてはどうか。</p> <p>一部の公立中学校では、都合宿も行っている可能性もあるので。はっきり都合宿は禁止と記載してはどうか。勤務時間・活動時間が長くなる。</p> <p>【中学校】部活動終了後、「名前を変える」「場所を変える」「他校と合同する」等の方法で実質的に部活動の延長となっている「私的クラブチーム（社会体育含む）」の活動は禁止を記載してはどうか。県民が誤解する活動は避けるべきであって、公正・平等にするべきではないか。</p>	③	<p>部活動ガイドラインにおいて、各部活動の活動計画作成にあたっての留意事項、休養日、活動時間の設定、大会等への参加にかかる考え方を示しています。</p> <p>本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。</p>

12	2 適切な部活動の運営の在り方 (2) 参加大会等の精選	4	P.4では、参加大会等の精選について触れられています。ただ、ほとんどの大会の運営については、教師が担って成り立っている現状があります。もちろん大会の精選も必要ではありますが、大会の運営の仕方についても考えていく必要が大いにあると思います。私は中学校の教員ですが、種目によっては、中学校の大会以外の、小学生の大会や、高校生の大会などの運営にも呼ばれ、時期によっては土日の休みがほとんどない教員もいます。逆に、高校の教員が小学生や中学生の大会の運営にきていただくこともあるようです。また、今まで、国体などの大きな大会がある場合は、専門性のある教職員や審判の資格のある教職員に声がかかり、平日休日関わらず何日も学校業務を休んで運営の手伝いへ行くという状況がありました。大会の運営についても教師から切り離していくような手立てを打っていくべきだと思います。	③	大会等の運営については、主催者の判断により行われるものですが、実態として多くの教員等の協力によって運営が成り立っていることは認識しています。大会等の運営には様々な課題があり、関係機関等と検討してまいります。
13	2 適切な部活動の運営の在り方 (3) 休養日の設定	4	【高等学校】一週間のうち1日は休養日を設定（土曜又は日曜日の1日）となっているが、実態は平日休みが多いのではないかと。はっきりと、一週間のうち、土曜日又は日曜日の1日を休養日とするにはどうか。強豪高校だから関係ないし状態でのよいのでしょうか。	③	国のガイドラインに「高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する」とされており、公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」を参考に示しています。
14			活動時間について、「平日は2時間以内とする」とあるが、これは顧問がほかの業務より優先して勤務時間外まで部活動のみをみる※3ということが前提になっていて、現在も過酷な労働環境のなか働く教職員に対して不誠実※4である。真に労働環境を考えるなら、「勤務時間内で2時間以内」とするべきである。また、朝練習も禁止※5するべきである。	③	活動時間「平日は2時間以内とする」は上限であり、2時間の指導を求めるものではありません。部活動ガイドラインにおいて、適切な休養日及び活動時間の設定について示しています。教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。

15	2 適切な部活動の運営の在り方 (3) 休養日・活動時間の設定	4	<p>※3顧問は自分の気持ちだけでは部活動を休みにできない。しかし、部活動を行うと生徒を見る必要が生じ、放課後から部活動を2時間行くと、勤務時間外まで働くことになる。</p> <p>※4上限が2時間以内であれば、指導がしたい顧問は、放課後から2時間いっぱい勤務時間外であっても指導し、それによって望まない顧問も勤務時間外まで指導しなくてはいけない状況が生まれる。あえて勤務時間外まで働かせるように余地をつくるのは誠実とは言えない。</p> <p>※5朝練習は、設定された登校時間より前に生徒を登校させて行う練習であり、顧問や生徒が望むからよしとされているが、望まない顧問、生徒、保護者には無理を強いることになる。また、これによって家庭での学習時間、家族と過ごす時間、睡眠時間が削れ、学校生活にも悪影響が出ることがある。</p>	③	<p>部活動ガイドラインにおいて、適切な休養日及び活動時間の設定について示しています。</p> <p>教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。</p> <p>朝練習については、「平日は2時間以内とする」に含まれる活動で、近年は熱中症予防のために実施することもあります。朝練習を実施する場合は、生徒・保護者の理解のもと、学校長の承認を得た上で実施されるものであり、教員はズレ勤等の勤務時間の調整が考えられます。</p>
16	2 適切な部活動の運営の在り方 (3) 休養日・活動時間の設定 ②活動時間の設定	5	<p>【中学校】平日は2時間以内、週休日及び休日は3時間以内となっているが、そもそも時間外労働が前提になる勤務体制がそもそも問題ではないか。働き方改革がメイン課題なら、「教員勤務時間内で部活動は終わり」と明記し、生徒は下校、その後授業の準備等を行えばよいのではないか。もちろん勤務時間前の部活動も行わない。</p> <p>平日は、2時間以内とする。この中に朝練の時間は含まれるのか。例えば、平日(1日)の活動時間は2時間以内(朝練を含む)とする。の記載に変更してほしい。</p> <p>活動時間を延長する必要がある場合として、大会前やむを得ない事情からとあるが、例外を作るとなし崩しに活動時間が長くなるので、時間延長はなくてもよい。事前に準備をすればよいのではないか。</p> <p>各学校の各部活動は活動時間をホームページで報告し、ガイドラインの活動時間や休養日が守られているか、誰でも確認できるようにしてはどうか。活動時間等に不平等が生まれないようにするため。</p> <p>【高等学校】 通学にかかる時間がまちまちであること、電車やバスの時間があることを考えて、平日は18時完全下校としてはどうか。</p>	③	<p>部活動ガイドラインにおいて、適切な休養日及び活動時間の設定について示しています。</p> <p>教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。</p> <p>本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。</p>

17	2 適切な部活動の運営の在り方 (3) 休養日・活動時間の設定 ②活動時間の設定	5	活動時間の設定に、始業前の活動について明記すべきである。 現在、始業前の活動の有無は学校の判断に任せられている。県内、または市内の統一した方針が必要ではないか。教員の働き方改革が進められる現状の中、始業前の活動の必要性について検討すべきである。生徒の心身の健康状態や学習活動を考えていくのであれば、始業前の活動はなくしていくべきではないか。	③	朝練習については、「平日は2時間以内とする」に含まれる活動で、近年は熱中症予防のために実施することもあります。朝練習を実施する場合は、生徒・保護者の理解のもと、学校長の承認を得た上で実施されるものであり、教員はズレ勤務等の勤務時間の調整が考えられます。
18	2 適切な部活動の運営の在り方 (4) 適切な部活動支援に向けた研修	6	「研修会に積極的に参加することが大切です」とあるが、勤務時間内そのような研修に参加する時間はない。教職員が研修を受けられる環境の整備ができるまでは、できないことを書くべきではない。	④	県教育委員会では、適切な部活動の指導を行うことを目的とした研修会を行っており、県内中学校、高等学校の教職員に参加いただいているところです。 ここでは、研修の重要性について記載しており、ご指摘のことについては記載していません。
19	2 適切な部活動の運営の在り方 (5) 部活動指導の在り方の見直し ① 部活動の運営	6	部活動の運営や安全管理と事故発生時の対応など、顧問を複数配置することにふれられているが、人員不足のなか、顧問や指導者で引きうけられる数も減ってきている。県のコーディネーターを増員し各地域に派遣されるなど、部活動に関するさまざまな課題について、その解決策を具体的に示すべきである。	③	県では、部活動の地域移行に伴う関係機関の連携や調整業務を行うため、スポーツ庁委託事業により、統括コーディネーターを1名配置しています。 各市町においても、地域移行をモデル的に取り組むことを前提に同事業により、市町コーディネーターを配置をすることが可能です。 なお、各部活動の運営等の業務は、コーディネーターの役割とは異なります。
20	2 適切な部活動の運営の在り方 (5) 部活動指導の在り方の見直し ①部活動の運営	6	「顧問を複数配置することで役割を分担する指導の在り方もあります」とあるが、人員不足により、複数顧問を配置することが難しい現状がある。また、専門性を有する指導者（外部指導者）についても触れられているが、限られた予算の中で毎回の部活動を指導していただくことはできていない。部活動に関するさまざまな課題について、その解決策を具体的に示すべきであると考えます。	③	「教員不足」の要因となっている教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。 外部指導者の配置等に必要な経費については、部活動指導員の配置や国の実証事業を活用するほか、国に対して補助事業の構築や必要な財源の確保など、支援の充実を要望しています。 本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。
21	2 適切な部活動の運営の在り方 (5) 部活動指導の在り方の見直し ①部活動の運営	6	「部活動の設置・運営は学校の判断により行われるもの」「部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数を設置する必要がある」とあるが、実際は学校の判断だけで行われるものではない。※6 ※6部活動は学校、顧問の思いだけでなく、地域、保護者の願いも大きい。結果、生徒、教職員が減っても部活動数は減らず、1人顧問の部活動が増えるとともに、負担も大きくなっている。	③	部活動を含む全ての教育活動は、保護者や地域、生徒の願いや思い等を踏まえて、学校長の判断により実施されるものであり、関係者とご協議いただきたい。 なお、現在、各市町において、中学の休日の部活動の地域クラブ活動への移行についての検討が進められているところです。

22	2 適切な部活動の運営の在り方 (5) 部活動指導の在り方の見直し②地域人材の活用	6	部活動への地域人材の活用については、生徒や保護者のニーズに応える地域人材は、まだまだ活用の余地がある。学校が生徒を教育という大義の下、困り込み、社会に閉じてきた。閉じられた学校の教員は、指導者の存在すら気付くことができず、生活を犠牲に自ら指導者になるべく、負担を背負ってきた。地域の社会教育やスポーツ、文化活動と生徒がつながりを持つことで、地域も活性化され、教員自身も広い視野での指導ができ、生徒の成長につながることは明らかである。	③	専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者から指導・助言を得ることは有効であると考えますので、学校運営協議会の活用等、今後も取組を推進します。
23	2 適切な部活動の運営の在り方 (5) 部活動指導の在り方の見直し ③合同チーム・団体の取組	7	「合同チーム・団体の編成を検討・実施するにあたっては・・・必要です。」とありますが、指導場所や移動にかかる安全確保など、指導者への負担を考慮するとともに、生徒や保護者の理解を得られるよう努められたい。	②	今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることであり、「合同チーム・団体の取組」についても、あらゆる機会を通じ、生徒・保護者・地域住民に周知・理解を図る必要があります。
24	2 適切な部活動の運営の在り方 (6) 体罰等の根絶	7	「体罰は教育基本法でも禁じられている決して許されない行為です」とあるが、懲戒の手段としての体罰を禁じているのは教育基本法ではなく、学校教育法であるため、修正していただきたい。	①	学校教育法に修正します。
25	2 適切な部活動の運営の在り方 (7) 安全管理と事故発生時の対応	7	「部活動は、学校管理下において行われる活動であり、生徒の安全な活動が大前提となります。そのため、実施にあたっては、一人の指導者だけでなく、できれば複数の指導者による指導・監督体制が望まれるとあります。確かにそうですが、教育現場の現状としては、そのことにより多忙化を助長することにつながり、結果的に働き方改革が進まないということになります。ゆとりがなくては、適切な指導もできません。部活動指導員をはじめ、一定の配慮がされていますが、まだまだ十分とは言えません。 無理をさせてはいけないのは、子どもたちはもちろんですが、我々教員についても同様です。	③	「教員不足」の要因となっている教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。 外部指導者の配置等に必要な経費については、部活動指導員の配置や国の実証事業を活用するほか、国に対して補助事業の構築や必要な財源の確保など、支援の充実を要望しています。 本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。

26	2 適切な部活動の運営の在り方	6・7	部活動の運営や安全管理と事故発生時の対応など、顧問を複数配置することにふれられているが、人員不足の中、地域の子どもたちのニーズに合った部活動を実施していくことができるのか、誰がやっていくのか、長期的な見通しをもってすすめてもらいたい。	③	今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることです。 なお、「教員不足」の要因となっている教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。
27	2 適切な部活動の運営の在り方	6・7	地域人材を確保するための財源をしっかりとってもらい、無償ボランティアにたよることなく、有償で、身分も保証して行うべき。 地域人材の中には、教員も含まれており、根本的に以下2つのことを県・国がするべき。 ①部活動は、平日のみとする。 ②中体連として大会を運営することをやめ、競技団体に移行すること。 この2つができない中では、地域移行はできない。なぜなら、土日に地域クラブを運営し、大会に出場しようとしても、土日に中体連大会があると、地域クラブの大会参加はできないからである。 この改革については、市町村単位では、他の市町を牽制しあって、なかなか前に進まないため、県・国（特にやると言い始めた国）がやるべきことである。	④	外部指導者の配置等に必要な経費については、部活動指導員の配置や国の実証事業を活用するほか、国に対して補助事業の構築や必要な財源の確保など、支援の充実を要望しています。 部活動ガイドラインにおいて、適切な休養日及び活動時間の設定について示しており、学校教育活動の一環として、学校長の裁量により、活動内容を検討いただいているところです。 令和5年度より地域クラブ活動の三重県中学校総合体育大会への参加は認められており、令和6年度大会については現在検討中です。 大会運営の方法については、さまざまな方法が考えられ、運営団体のあり方について記載するものではありません。
28	2 適切な部活動の運営の在り方 (7) 安全管理と事故発生時の対応⑦	9	基本的には賛成ですが、県としても高体連、高野連、中体連、協会、各種競技団体等の大会主催者に対して、P21「3 生徒への安全確保」にあるような、暑さ指数に基づいた対応への働きかけを強くお願いします。（熱中症は、命にかかわることであるため、主催者により、判断の基準が違うということは、安全が確保できない状況になると考えます。）	③	各大会主催団体等に、熱中症対策の徹底を依頼するとともに、国に対しても全国団体への働きかけを要請しています。
29	P.9 2 適切な部活動の運営の在り方 (7) 安全管理と事故発生時の対応⑦	9	【暑さ指数(WBGT)に基づいた対応】では、「県立学校は活動場所の暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合、運動は中止する」とあるが、市町のガイドラインによっては「中止を検討する」としている。命に係わる内容で、望めば部活動が中止できる余地をつくらないために、県内全ての学校で「中止」とするべきである。	③	小中学校における熱中症対策は、所管する市町教育委員会の判断となります。

30	◎ 新たな地域クラブ活動方針 新たな地域クラブ活動	10	社会教育法上の「社会教育」【主として…】と記載がありますが、主としての前に、【学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、】が抜け落ちていませんか。	①	「学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き」と加筆修正いたします。
31	新たな地域クラブ活動	10	「地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、地域の実情に応じ、できるところから取組を進めていくことが望まれます。」とありますが、最終的な地域連携・地域移行のゴールはどこにありますか。すべての学校、すべての部活動の移行を検討されているのでしょうか。それに係る必要な人材の総量などをご検討されているのでしょうか。今回のガイドラインの変更は部活動の地域移行が中心となっています。指導者の確保、活動場所、会費設定、保険、指導方針等数多くある課題の中で、地域クラブがそれを適切かつ継続的に担っていけるかは不透明です。また、「・・・できるところから取組を進めていくことが望まれます。」とありますが、同一自治体の中でも部活動の環境に今まで以上に差異が生じてしまうのではないのでしょうか。地域移行の検討を進めていくのはよいのですが、それよりも、P6②地域人材の活用の部分で、部活動指導員及び外部指導者の増員を主に進めていく方が、解決につながりやすいのではないかと考えます	③	少子化の進行による生徒数の減少や指導者不足などのため、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場を整備する必要があります。しかしながら、各市町によって、中学校の数や生徒数、部活動の種類、受け皿となり得る団体、指導者や活動場所、移動手段の状況が異なり、直面している課題もさまざまであることから、画一的に推進していくことは困難な状況にあります。このため、各市町の状況を把握し、好事例の共有等を図るとともに、地域の実情に応じた取組を進める必要があります。まずは、部活動に外部指導者を入れるなどの地域連携から始めたり、可能な部活動から総合型地域スポーツクラブ等に地域移行したりするなど、中学校の休日における部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めます。
32	新たな地域クラブ活動 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (1) 参加者	10	参加を希望するすべての生徒を想定することは良い事だが、地域の範囲は決められていない。まずは自分が住んでいる市町から希望する競技の地域クラブに加入。なければ地域を広げていく形の方がよいのではないか。地域を限定しないと広域クラブになってしまうのではないか。スポーツ基本法第2条には、「スポーツは人々がその居住する地域において…」と書いてあると思います。	③	地域クラブ活動は、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされており、居住地域を中心に加入されるものと考えますが、限定するものではありません。

33	新たな地域クラブ活動 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (1) 参加者	10	ある部活動では、クラブチームが中体連の参加可能となってから、同じ地域で集まるどころか、北勢地区の生徒が南勢地区のクラブチームに所属していることがある。「指導者を求める」と言えば良いが、「勝利至上主義」を加速させている状態になっている。また、学校での活動なら管理職等の目があり、活動時間に一定の歯止めが効くが、クラブチームとなるとガイドラインの基準を満たしているかどうかは、一体誰が判断できるのか。クラブチーム参加条件は、県としてもう少し詳細に下ろした方がいいように思う。	④	全国中学校体育大会の全競技に、今年度からは学校外の地域スポーツクラブが参加できるようになり、三重県中学校総合体育大会については、本ガイドラインを遵守していることが出場要件となっています。 各大会への参加要件については、大会の主催者が判断することになります。
34	新たな地域クラブ活動 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ①指導者の質の保障	11	「スポーツ団体等は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格の取得促進などをめざすよう取り組むものとします。」とありますが、資格取得に係る費用負担は個人になりますか。学校側の負担になりますか。	⑤	資格の取得については、個人に帰属するものであることから、部活動においても個人負担で行っています。地域クラブ活動においても同様と考えます。
35	新たな地域クラブ活動 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (2) 運営団体・実施主体 ②関係者間の連携体制の構築等 (9) 安全管理と事故発生時の対応	11.15	部活動の地域移行をすすめていく中で、安全管理や事故発生時の責任の所在があいまいになっている現状がある。 地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を具体的に明記すべきである。	②	地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、スポーツ団体等、文化芸術団体等が管理責任の主体であることを記載しています。

36	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ②適切な指導の実施	12	身体や心の状態に関する知識のみでなく、「性の多様性」についても理解が深められ、子どもたちの活動の選択が狭まってしまうことがないよう、十分に配慮されることを明記すべきである。	①	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ②適切な指導の実施「性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深める」と追記するとともに、参考文献として⑧「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会を追加します。
37	1 新たな地域クラブ活動 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ③指導者の量の確保	12	「県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めることとします。」とありますが、具体的な地域の指導者へのアプローチは県において実施されると解して問題ないか。	③	指導者へのアプローチについては、県・市町双方で取り組んでいるところです。具体的な県の取組としては、昨年12月に総合型地域スポーツクラブや競技団体等を対象とした説明会を行いました。また、県の立ち上げた地域クラブ活動指導者フォームについても、県スポーツ協会を通じて、県競技団体に周知及び登録依頼をしています。
38	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ③指導者の量の確保	12	国のガイドラインには人材バンクを整備するなどありますが、県のガイドラインには、「指導者の発掘・把握に努めることとします。」にとどまっています。国のガイドラインにあるように、県の方で人材バンクの整備を中心となって行っていただきたい。	③	県では昨年度に地域クラブ活動指導者フォームを立ち上げ、県競技団体に対して、指導者フォームへの登録を呼びかけているところです。
39	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ④教員等の兼職兼業	13	「地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う必要があります。」とありますが、兼職兼業で部活動をする教員がいると、保護者から、「あの先生は頑張ってくれる先生」、「なぜ、あの先生は部活動の顧問をしてくれないのか」などの声があがってくる事が心配である。実際今でもそんな声があるのに。今後、保護者や子どもそのような声を警戒して、兼職兼業を引き受ける教員もいるのでは。そうなると何をめざしているのかがわからなくなる。やるのであれば、兼職兼業は認めない。 完全な地域クラブ活動への移行をすすめるべきである。	④	「教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないよう十分に確認する」としており、本人の意思によることが前提になります。

40	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (3) 指導者 ④教員等の兼職兼業	13	適切な労務管理に努めることは必要だが、「この教職員は、兼職兼業をしているから、学校での仕事を軽減しよう」ということにはならないだろうか。そのことで、他の教職員に負担がいくことになるのか。なによりも、兼職兼業をしている教職員が、学校で肩身の狭い思いをすることにつながり、配慮が必要であるとする。この規定だと曖昧であり、「何時間」等の規定が必要ではないか。	③	「教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認する」との記載のとおり、本人の意思によることが前提となります。また、兼職兼業の申請に係る許可基準については、服務監督権者である各市町教育委員会において定められます。
41	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (5) 適切な休養日の設定	13・14	県は、休養日をどのように把握し、どう徹底しようと考えていますか。ガイドラインの休養日等の条件からすると考える一方で、ガイドラインの遵守が大会等への参加条件でもあり、現実には、非常に調整が難しいと考えます。	③	本ガイドラインおよび方針を踏まえた各校での取組状況について、学校体育・部活動実態調査等を通じて把握し、指導・助言します。
42	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (5) 適切な休養日の設定	14	「また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設けます。」とありますが、休養をとる主体は生徒だけでなく、指導者も同様だと考えます。オフシーズンをとることが、生徒のあるいは、指導者のエネルギーにつながります。そのために、休養期間については、「ある程度」と各主体の判断によるのではなく、具体的な数字をもって、示すことが必要なのではないでしょうか。	④	教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。
43	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14	国の制度はいつまで続くのか？ 総合型地域スポーツクラブへの補助が打ち切られたときと同じような状況にならないか心配です。	⑤	現在、国において部活動の地域移行に係る実証事業を行っているところであり、令和6年度も、引き続き実証事業が継続する見込みです。なお、今後の国の動向等を踏まえ、補助事業の構築や必要な財源の確保等を検討してまいります。
44	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14	「活動の維持・運営に必要な範囲で、適切な会費を設定する」とあるが、この表現では、こういった費用の使い方を想定しているのか分かりにくい。保護者の理解を得るためにも会費の使い道についての具体的な例を示すべきではないか。	④	地域クラブ活動の会費については、指導者への報酬、交通費、会場使用料等が想定されますが、必要経費、活動内容や競技種目や活動内容によって必要経費が異なることから、それぞれの運営団体・実施主体において検討されます。

45	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14	地域クラブ活動の運営団体・実施主体の設定する会費については、「適切な会費を設定」との記載があるが、国のガイドラインでは「可能な限り低廉な会費」となっている。ここでいう「適切」とは、地域間あるいは種目間等の均衡に差が出ることにならないか。また、県教育委員会および市町からの運営団体への財政的支援や経済的に困窮する家庭への支援について言及されているが、子どもたちが地域や家庭の状況によって、その選択肢が狭まることのないよう行政として十分な財政的支援をおこなうことについても言及すべきである。	③	地域クラブ活動の会費設定については、競技種目や活動内容によって必要経費が異なることから、それぞれの運営団体・実施主体において検討されます。 なお、中学校における休日の部活動の地域移行にかかる費用については、「可能な限り低廉な会費」とすることを想定しており、国に対して、保護者の費用負担が過大にならないよう、経済的に困窮する世帯の子どもが地域クラブ活動に参加できるよう、幅広い支援を要望しています。
46	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	14	子ども自身には参加の意思があるのに、保護者の経済的状況によって参加できなくなるケースが増えることが想定される。きちんと支援があることを、具体的にどのように行われるかも含めて明記してほしい。	③	今年度、スポーツ庁委託事業を実施している市町においては、地域クラブ活動の実施主体に対する財政的視支援を行っているところです。 国に対して、保護者の費用負担が過大にならないことや、経済的に困窮する世帯の子どもが地域クラブ活動に参加できるよう、幅広い支援を要望しています。
47	1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進 (9) 安全管理と事故発生時の対応	15	「地域クラブ活動」とあるのに、参考文献①「学校管理下」マニュアルをあげるのはいかがでしょうか。地域クラブ活動であることから、「地域クラブ活動下」マニュアルを作成し、それを参考にすべきではないかと考える。未然防止については記載があるが、事故発生時の責任の所在についての記載がないので、記載をするべきである。	③	「学校管理下における危機管理マニュアル」は参考文献として例示しています。 地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、スポーツ団体等、文化芸術団体等が管理責任の主体です。
48	II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法 (3) 指導者の確保	18	「リストの作成や提供」とあるが、人材バンクとはどのような違いがあるのでしょうか？また、実施主体の指導者の配置を支援するとありますが、具体的には、どのような支援を考慮しておられるのでしょうか。	⑤	「リストの作成や提供」については、既存の指導者についての情報提供であり、多くの人がアクセスできるような「人材バンク」ではありません。 指導者の配置支援については、運営団体・実施主体への財政的な支援（指導者の人件費含む）や指導者養成のための研修の実施を想定しています。

49	1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法 (4) 段階的な体制の整備	18	学校部活動から地域クラブ活動への移行は、学校教育から社会教育への移行という考えのもと、自治体や教育委員会を地域クラブ活動の運営団体等の監督機関として位置づける必要性について記載されるべきである。	④	国のガイドラインにおいて、『地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」〈主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）〉の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。』とされており、本ガイドラインでも、その旨を記載しています。 なお、県および市町において、新たな地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を把握し、必要な指導助言を行うことが大切です。
50	Ⅲ 大会等の在り方の見直し 1 生徒の大会等の参加機会の確保	20	1 生徒の大会等の参加機会の確保について、現時点で参加資格の見直しがされていると思うが、地域クラブから参加の申し出をした場合は、すんなりと大会参加を認めてもよいのではないか。	④	全国中学校体育大会の全競技に、今年度からは学校外の地域スポーツクラブが参加できるようになり、三重県中学校総合体育大会については、本ガイドラインを遵守していることが出場要件となっています。 各大会への参加要件については、大会の主催者が判断することになります。
51	1 生徒の大会等の参加機会の確保	20	参加資格を学校単位に限定することなく、とありますが、県は、中学校等の生徒を対象とする大会等への参加機会の把握をどのようにし、主催者に対して、どのように働きかけようと考えていますか。	⑤	全国中学校体育大会の全競技に、今年度からは学校外の地域スポーツクラブが参加できるようになり、三重県中学校総合体育大会については、本ガイドラインを遵守していることが出場要件となっています。 令和6年度大会について協議中です。 各競技団体主催の大会については、主催者の判断によります。
52	2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 (1) 大会等への参加の引率	20	「できるだけ教員が引率しない体制を整える旨を規定として整備し、運用する必要があります。」と根拠づけるものは何ですか。学校教育の一環という側面がある中で、生徒の部活動に対する関わり方の確認はしなくても良いのか。	④	文部科学省より教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備発出されることを目的として、令和2年7月17日付け2初初企第14号「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」が出され、部活動に係る対応について、【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】と整理されています。

53	2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備 (2) 大会等の運営への従事	20	<p>P.20ア、イで主催者が開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするのは、人員が足りない場合とされているが、そもそも外部委託を前提とし、「部活動の顧問は大会の運営に参加しない。特に希望する者は主催者の一員として従事できる。」とすべきである。</p> <p>地域移行の中でも、生徒の成長を思い、部活動を継続して指導したいと考える顧問は少なくない。しかし、部活動の指導と大会の運営は話が別である。大会運営には生徒を指導する以外の側面が多く、時間外勤務の負担が大きい。また、大会当日他校の審判をしていたがために自校の生徒を見逃すこともある。学校部活動ではなくなっても、生徒によりそって指導したいという顧問が、最も生徒の心身のフォローが必要となる大会という場で、生徒のそばに十分いられないのでは本末転倒である。</p> <p>現状として、大会運営の人手が足りず、専門外の顧問ですら審判に従事している部活動が多く見受けられる。専門外の顧問が審判を行うことには、そのための勉強に時間をとられたり、精神的なプレッシャーを強く感じたりするという弊害もある。さらに、小規模校では、いくつもの大会運営や引率を兼ねなければならず、土日で十分に体を休めることができない教員も多い。この人手不足は、今後の地域移行が本格的に進められる今のタイミングで、思い切った判断を要すると考える。</p> <p>大会運営は、現在、顧問の良心に依存している。そのなかで、学校部活動が地域クラブ活動に移行し、大会の運営の人手が足りるかは大きな問題である。顧問が不本意な形で大会運営に従事することを避けるため、大会は外部委託によって運営されるべきである。</p>		<p>「人員が足りない場合」の記載は、主催者が適切な人員を用意できない場合に、外部委託をすることについて記載したものです。</p> <p>大会等の運営については、主催者の判断により行われるものですが、実態として多くの教員等の協力によって運営が成り立っていることは認識しており、大会等を主催する各競技団体等の体制強化が課題です。</p> <p>「教員不足」の要因となっている教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。</p> <p>本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。</p>
54	3 生徒の安全確保 ア	21	<p>国のガイドラインにあわせてあるが、上位の大会が夏季にある場合、予選大会の実施は夏季を避けることは困難である。空調設備のない屋外種目は、どうすればよいのでしょうか。</p> <p>大会での生徒の安全確保について、県はどのように把握し、大会主催者等にどのように働きかけていくのでしょうか。</p>	③	<p>各大会主催団体等に、熱中症対策の徹底を依頼するとともに、国に対しても全国団体への働きかけを要請しています。</p>
55	終わりに	22	賛成です。	⑤	ご意見いただきましたとおり進めてまいります。

56	イメージ図	24.25	<p>ここまでの記述で「スポーツ文化芸術」と何度も記述されているにも関わらずこの図では「文化芸術」に触れた箇所が一切ありません。そもそもこの問題を保健体育課だけで取り扱うのは限界があります。「文化芸術」を置き去りにせずスポーツ同様、真摯に取り組んでほしいです。</p>	①	イメージ図に文化芸術について加筆しました。
57	全般		<p>子どもの7人に一人は貧困といわれている。今、学校で行われている部活動は、全校から集金し、部活の人数で分配したり、大会費を支払ってもらっている。今後ますます貧困率が上がる中、所得の低い家庭では体験活動がほとんどできていないというデータも出てきている。どんな子も均等に体験できるチャンスがあってもいいのではないか。また大学の入学試験も体験から学んだことをプレゼンして受かるAO入試があると聞いた。ますます格差は離れていくのではないか。地域移行では、やりたいと思った子を、最後まで経済的にも環境的にも支える必要があると感じる。また、指導者不足も懸念される。</p> <p>他にも指導に当たってしっかりと報酬が支払われるのか。報酬のために子供の健全な成長を阻害しないように、ガイドラインの遵守が大切である。指導の中のトラブルはどうするか。指導者に不満があった時など、いろいろな対応を学校に求められる。結局、働き方改革の一助になっていない。</p> <p>本当に地域移行が必要なのか。顧問にしっかり時間報酬を与え、教員数を少なくとも1.5倍増やし、担任手当、顧問手当、主任手当の拡充によって、学校というチームの中で生徒の貴重な体験を支えられる。残業代もしっかり払ってほしい。</p>	④	<p>今年度、スポーツ庁委託事業を実施している市町においては、地域クラブ活動の実施主体に対する財政的視支援を行っているところだ。</p> <p>国に対して、保護者の費用負担が過大にならないよう、経済的に困窮する世帯の子どもが地域クラブ活動に参加できるよう、幅広い支援を要望しています。</p> <p>地域クラブ活動は、運営団体・実施主体の管理下において行われる活動であり、スポーツ団体等、文化芸術団体等が管理責任の主体になります。</p> <p>教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。</p> <p>本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。</p>
58	全般		<p>ガイドラインを守らなくても罰則等は無いとのことですが、ガイドラインを公表している以上足並みをそろえて県立高校及び公立中学校はきちりと守っていかないといけないのではないかと。ガイドラインを作るのにも時間も経費もかかっています。作って終わりではなくしっかりとしてほしい。ガイドラインを守らない等の活動をしている学校は、三重県及び各自治体のホームページで公表してもよいのではないかと。</p> <p>学校長の考え次第でかなり左右されるので、統一の認識合わせが必要かつ重要。顧問の先生たちも平等・公平になるように経験のない競技・種目を担当すればよいのではないかと。</p>	④	<p>本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。</p> <p>本ガイドラインについて、あらゆる機会を通じ、教職員・関係者のみならず、生徒・保護者・地域住民に周知するとともに遵守を呼びかけます。</p>

59	全般	<p>教員数が少なく部活全てに、二人の顧問がつけられない状況がある。部活運営全てが一人の方に負担となり校務、授業に時間をかけたくてもかけられない状況がある。部活動においては生徒指導、技術指導、グッズ購入、引率（練習試合大会、講習会）、土日の指導、土日の大会運営（役員として）、保護者への案内、保護者対応と、かなりの指導・対応が必要となり、仕事を圧迫し、休みがとれず、体がまいってしまうこともある。審判することを求められ、できない状況であると、依頼に奔走したりなど大変である。さらに、上級審判を教員がめざすよう促され、しんどく感じる場面がある。大会（中体連）2日間開催の場合、負けても2日目は、中体連の大会は教員全員が運営するものであると参加を投げかけられ、中体連理事をしている教員から「勝った時だけ来て、負けたら来ないなんて」ことはしないで下さいと理事が発言してもよいのか？と思う言葉も投げられる現状である。働き方改革がおし進められる中、人の気持ちを感じて発言すべきである。行ったことのない部を担当する場合その部について学ばなければならず、精神的な負担、肉体的な負担の両方が加わってしまう。教えられる人での運営（地域移行）を早急にしてください。</p> <p>自分の部活以外で、陸上の大会に年4回も職務と動員がかけられ大きな負担となっている。</p> <p>協会参加についても、同様の負担がかなりあり参加のあり方も考えていかなければならない。</p>	③	<p>大会等の運営については、主催者の判断により行われるものですが、実態として多くの教員等の協力によって運営が成り立っていることは認識しています。</p> <p>大会等の運営には様々な課題があり、関係機関等と検討してまいります。</p> <p>「教員不足」の要因となっている教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。</p> <p>本ガイドラインおよび方針は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動となるよう、学校部活動・地域クラブ活動の適切な運営にかかる方向性を示したものです。</p>
60	全般	<p>学習指導、生徒指導、など日々生徒と関わる部分の一番重要な事以外の業務が年々増え、働き方改革とは言え、仕事は増えるばかりです。1日も早く一部地域移行ではなく完全地域移行にさせていただきますようお願いします。</p>	③	<p>教員等の労働環境の改善については、「学校における働き方改革」の中で検討されています。</p> <p>部活動の地域連携・地域移行の取組を進めてまいります。</p>
61	全般	<p>部活動のけがや事故について、生徒や指導者に対して安全面への配慮等事故防止に努めていただいていることはわかりますが、万が一、けがや事故が起こった時の保険や補償についても市町に任せるのではなく、三重県として統一した保険・補償を用意してほしい。</p>	②	<p>ご意見いただきました部活動のけがや事故については、他の教育活動と同様にスポーツ振興センターの対象となります。</p>

62	全般		<p>そもそもこの新たな地域クラブ活動方針自体が公立中学校の生徒に対象を限定しており、高校の部活動に関して何の言及もなされず置き去りにしてしまっている時点で大きな問題だと感じます。『はじめに』の中で「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」や国のガイドラインに触れつつ、高校を全くの対象外とすることは一体いかなる理由によるのでしょうか？どこにも記述されていません。高校においても教員の過重労働や教員不足の実態は深刻であることは明白で、その多くが部活動指導に起因していることは当然把握されていると思いますが、これを放置して問題を先送りすることはさらなる事態の悪化を招くばかりです。難題が山積していることは百も承知の上で、今こそ問題に真摯に取り組むべきではないでしょうか。</p>	<p>④ 国のガイドラインでは、「高等学校段階については、義務教育終了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい」とされています。</p> <p>今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることでもあります。</p> <p>④ 高等学校においても生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築や教職員の働き方改革の観点から、持続可能な部活動運営に向けて、外部人材の活用や部活動の精選等の取組が必要であることから、各県立高校に対して</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 部活動指導員などの外部人材の活用 (2) 効率的・効果的な部活動の取組 (3) 複数顧問の配置、部活動数・参加大会の精選などの取組を進めています。
63	【全般①】		<p>国のガイドラインの「Ⅰ 学校部活動」の「1 適切な運営のための体制整備」で示された具体的な取り組みを県のガイドラインにも含めていただきたい。</p> <p>(例) 部活動の活動計画や活動実績に作成・公開／部活動顧問決定時の留意事項／教員の負担が過度とならないように校長が適宜指導・是正を行うこと／学校の設置者および校長が法令等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと／必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築すること等</p>	<p>④ 今回の改訂の趣旨は、将来にわたり生徒がスポーツ・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、中学校の休日の部活動の地域連携・地域移行を進めることであり、「部活動ガイドライン」は、現行のガイドラインをもとに、大きな変更があった部分について改訂しています。ご意見をいただきました具体的な取組例については、現行のガイドラインにおいても、それぞれの学校長のマネジメントの中で対応している内容になります。</p>

64	【全般②】		私費（部費等）の取扱いについて、収支の記録（部費の徴収記録やレシート・領収書等）を学校内で組織的に管理し、監査を実施することを含めることで、保護者に対する説明責任を果たすようにすることも記述していただきたい。	④	<p>県教育委員会では、「学校諸費等に関する取扱い要領（平成24年4月1日）」において、「学校諸費等についても、原則として公費に準じた取扱いを行い、適正に処理すること」「校長及び職員は、生徒等及び保護者への説明責任を果たすとともに、処理結果等について情報提供に努める」ことを定めています。</p> <p>また、「県立学校部活動費に関する取扱いの適正化について（通知）（平成26年12月16日）」において、学校諸費に指定しない部活動費についても「取扱いの適正化について、部員・保護者に徴収の趣旨・目的を説明するとともに、適正な金銭の出納管理や部員・保護者へ収支報告を行うこと、部費の徴収目的を部員・保護者に通知すること」としています。</p> <p>さらに、教職員は部費をはじめ、様々な場面で現金を扱う機会があることから、県教育委員会では、毎年、部費等の適切な管理を行うよう繰り返し注意喚起しているところですので、本ガイドラインには記載していません。</p>
----	-------	--	--	---	--

- ① 4
- ② 5
- ③ 30
- ④ 19
- ⑤ 6